

## 木材統計調査規則及び関連する告示の改正について

### 1. 木材統計並びに規則及び告示の概要

木材統計は、素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、農林行政の基礎資料を整備することを目的として実施されている基幹統計（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第4項に定められている統計をいう。）である。

また、木材統計を作成するための調査の実施に必要な事項は、法第56条の2の規定に基づき、木材統計調査規則（平成17年農林水産省令第124号。以下「規則」という。）及び平成17年農林水産省告示第2007号（木材統計調査規則第6条の農林水産大臣が定める製材工場等を定める件。以下「告示」という。）に定められている。

### 2. 制度改正の必要性及び概要

今般、総務省の所管する統計委員会に諮り、木材統計調査について、調査の効率化、省力化等を目的とした調査業務等の民間委託化並びに公表時期及び調査票の変更を行うこととなった。このため、当該項目について規定している規則及び告示の規定を改正する必要がある。

#### （規則）

- 第8条：工場一覧表作成の実施主体を地方農政局から民間事業者に変更
- 第9条：調査を民間業者に委託することを規定
- 第10条、第10条の2、第12条：  
調査の実施主体が地方農政局から民間事業者に変わることに伴う所要の変更
- 第11条：統計調査員（地方に置かれている統計調査専門の公務員）がこれまで当該調査の実施を行っていたため、当該調査員の設置に係る規定を置いていたが、今後、当該調査員は本調査に従事しないため、当該条項を削除（削る。）  
→以降、条ずれが発生
- 第13条：これまで、地方農政局から統計の集計結果の報告を受けた農林水産大臣が全国結果表を作成していたところ、当該作成業務も民間事業者が実施することとなっているため、実施主体者等を変更
- 第14条：表現の適正化

#### （告示）

- 第1条：調査客体の抽出も民間委託化するため、所要の改正を実施
- 別記様式第1号：実査を民間委託するため、連絡先から農林水産省の記載を削除
- 別記様式第2号：工場番号を基礎調査と一致させるため3桁から4桁に変更
- 別紙様式第3号：実査を民間委託するため、地方農政局等名の記載欄を削除

### 3. 施行時期について

令和4年に実施する調査から当該改正を適用するため、令和4年1月1日施行とする。

#### 4. 今後のスケジュール

10月上旬	法令審査官了
10月上旬	パブリックコメント開始
11月上旬	パブリックコメント終了
11月中旬	決裁終了
11月中旬	官報入稿
12月上旬	官報掲載
令和4年1月1日	施行